

産業廃棄物処理計画書	
2024年6月27日	
東大阪市長 殿	
提出者	
住所	大阪市中央区南船場1丁目18番11号 SRビル長堀12階
氏名	株式会社プレジオ 代表取締役 上山 祐平 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号	06-6271-5081
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社プレジオ 東大阪市管轄事業場
事業場の所在地	東大阪市管轄事業場
計画期間	令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建築業
②事業の規模	85億1870万円
③従業員数	172名(2024年1月時点)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・工事現場事務所毎に、産業廃棄物処理委託契約書を収集運搬業者、産業廃棄物処理(中間・最終)業者と各々締結する。 ・産業廃棄物の種類毎にマニフェストを発行し、処理を委託する。 (原則的には電子マニフェスト)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(令和5(2023)年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	-
	排出量	別紙のとおり t	0 t
	(これまでに実施した取組) 2023年度の取組報告なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	-
	排出量	別紙のとおり t	- t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・部材積算精度を向上させ、不要部材を抑制する。 ・現場分別及び、梱包材削減等、分別の指導徹底により発生を抑制をする。 ・廃棄物の発生が少ない工法の採用 		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 2023年度の取組報告なし。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・混合廃棄物に対し、分類を厳格化し、再資源可能なものを取り分ける。 ・現場での分別指導の徹底 		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度(令和5(2023)年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	-
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 2023年度の実績報告なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	-
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度(令和5(2023)年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	-
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 2023年度の実績報告なし。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	-
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。			

(第4面)

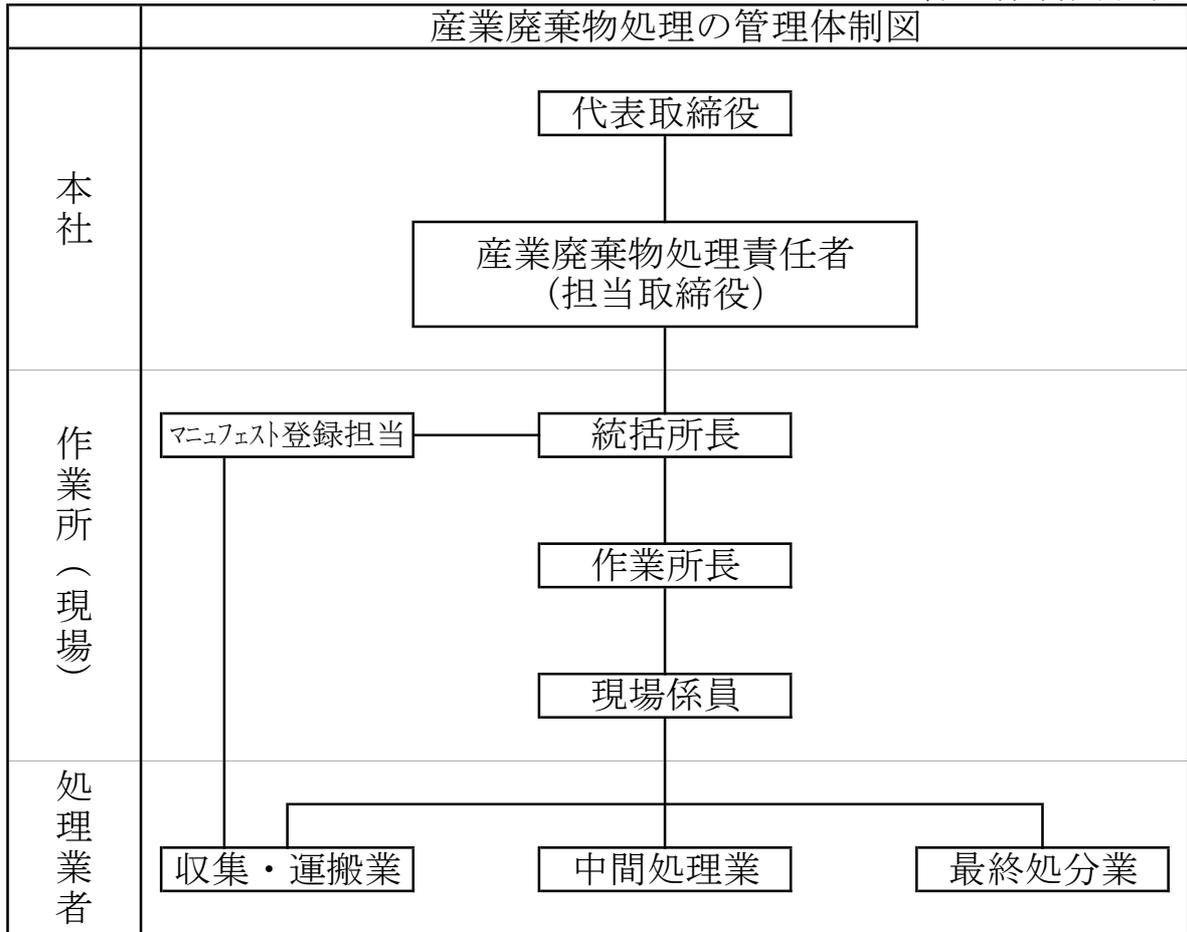
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度(令和5(2023)年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	0 t	0 t
	2023年度の取組報告なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	0 t	0 t
	実施予定なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度(令和5(2023)年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	-
	全処理委託量	別紙のとおり	t - t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり	t - t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり	t - t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	- t
	(これまでに実施した取組)		
2023年度の取組計画報告なし。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	-
	全処理委託量	別紙のとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・電子マニフェストの推進を図るため、電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定し、未導入の業者であれば導入の依頼をする。 ・再生利用が可能である廃棄物については、再生利用業者へ処理委託する。 			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



東大阪市 産業廃棄物処理【令和5年度】実施状況報告書の〔集計用シート〕

産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況														②+⑧ 自ら再生利用 を行った量(t)	③+⑨ 自ら埋立処分又は海 洋投入処分を行った量(t)			
		①排出量 (t)	②自ら直接 再生利用した量 (t)	③自ら直接埋立 処分又は海洋投 入処分した量(t)	④自ら中間処理した量 (t)	⑤④のうち 熱回収を行った量 (t)	⑥自ら中間処理 した後の残存量 (t)	⑦自ら中間処理 により減量した量 (t)	⑧自ら中間処理 した後再生利用 した量 (t)	⑨自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は海 洋投入処分した量(t)	⑩直接及び自ら 自己処理した後の 処理委託量 (t)	委託先による区分 (⑩=①-②-③-④+⑥-⑧-⑨=⑩+⑬+⑭+⑮+⑯)						⑪優良認定処理業者 への処理委託量(t)		
コード	名 称											⑫再生利用業者への 処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者 への処理委託量(t)	⑭熱回収認定業者以外の 熱回収業者への処理委託量(t)	⑮その他の中間処理 委託量(t)	⑯埋立処分委託量(t)				
建設業の 備考	同右 半角	「建設工事等から発生する主な建設系廃棄物」の種類・コード参照	当該事業場において生じた産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	自ら中間処理を行った後の量	④の量から⑥の量を差し引いた量	⑥の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	⑫の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑬、⑭を除く)	⑮の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	⑯の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	⑩の量のうち、委託して破砕等の中間処理した量(⑫～⑭を除く)	⑩の量のうち、直接委託して埋立て最終処分した量	⑩の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	②の量と⑧の量を合計したもの(自動計算)	③の量と⑨の量を合計したもの(自動計算)
	0221	建設汚泥(残土除く)	1,014	0	0	0	0	0	0	0	0	1,014	0	0	0	0	0	642	0	0
	0600	廃プラスチック類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0700	紙くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0800	木くず	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	5	0	0
	0910	建設工事の繊維くず	0									0						0		
		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	20	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	14	0	0
		1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0
		1322 廃石膏ボード	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	14	0	0
		がれき類	1,498	0	0	0	0	0	0	0	0	1,498	0	0	0	0	0	30	0	0
		1500 その他のがれき類	256	0	0	0	0	0	0	0	0	256	0	0	0	0	0	0	0	0
		1501 コンクリート破片	1,179	0	0	0	0	0	0	0	0	1,179	0	0	0	0	0	9	0	0
		1502 アスファルト・コンクリート塊	63	0	0	0	0	0	0	0	0	63	0	0	0	0	0	21	0	0
		建設系混合廃棄物	83	0	0	0	0	0	0	0	0	83	0	0	0	0	0	23	0	0
		2020 建設系混合廃棄物(管理型)	20	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	20	0	0
		2021 新築系混合廃棄物	63									63	0	0	0	0	0	3	0	0
		石綿含有産業廃棄物	10									10						0		
		2440 石綿含有がれき類	10									10						0		
		合計	2,629	0	0	0	0	0	0	0	0	2,629	0	0	0	0	0	700	0	0

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。
(注2)上記の産業廃棄物の種類以外の排出実績があった場合は、必要に応じ、直接追加入力するとともに、第2面も追加してください。

東大阪市 産業廃棄物処理【令和6】年度計画報告書の〔集計用シート〕

産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況																②+⑧ 自ら再生利用 を行った量(t)	③+⑨ 自ら埋立処分又は海 洋投入処分を行った量(t)	
		①排出量 (t)	②自ら直接 再生利用した量 (t)	③自ら直接埋立 処分又は海洋投 入処分した量(t)	④自ら中間処理した量 (t)	⑤④のうち 熱回収を行った量 (t)	⑥自ら中間処理 した後の残存量 (t)	⑦自ら中間処理 により減量した量 (t)	⑧自ら中間処理 した後再生利用 した量 (t)	⑨自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は海 洋投入処分した量(t)	⑩直接及び自ら 自己処理した後の 処理委託量 (t)	委託先による区分 (⑩=①-②-③-④+⑥-⑧-⑨=⑩+⑬+⑭+⑮+⑯)					⑪優良認定処理業者 への処理委託量(t)			
コード	名 称											⑫再生利用業者への 処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者 への処理委託量(t)	⑭熱回収認定業者以外の 熱回収業者への処理委託量(t)	⑮その他の中間処理 委託量(t)	⑯埋立処分委託量(t)				
建設業の 備考	同右 半角	「建設工事等から発生する主な建設系廃棄物」の種類・コード参照	当該事業場において生じた産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	自ら中間処理を行った後の量	④の量から⑥の量を差し引いた量	⑥の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	⑩の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑬、⑭除く)	⑮の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	⑩の量のうち、委託して破砕等の中間処理した量(⑫～⑭を除く)	⑩の量のうち、直接委託して埋立て最終処分した量	⑩の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	②の量と⑧の量を合計したもの(自動計算)	③の量と⑨の量を合計したもの(自動計算)
	0221	建設汚泥(残土除く)	150	0	0	0	0	0	0	0	0	150	150	0	0	0	0	150	0	0
	0600	廃プラスチック類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0700	紙くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0800	木くず	70	0	0	0	0	0	0	0	0	70	70	0	0	0	0	20	0	0
	0910	建設工事の繊維くず	0									0		0	0	0	0	0	0	0
		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	60	0	0	0	0	0	0	0	0	60	60	0	0	0	0	40	0	0
		1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	20	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	0	0	0	0	0	0	0
		1322 廃石膏ボード	40	0	0	0	0	0	0	0	0	40	40	0	0	0	0	40	0	0
		がれき類	40	0	0	0	0	0	0	0	0	40	40	0	0	0	0	10	0	0
		1500 その他のがれき類	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0
		1501 コンクリート破片	25	0	0	0	0	0	0	0	0	25	25	0	0	0	0	6	0	0
		1502 アスファルト・コンクリート塊	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	0	0	0	4	0	0
		建設系混合廃棄物	120	0	0	0	0	0	0	0	0	120	120	0	0	0	0	0	0	0
		2020 建設系混合廃棄物(管理型)	80	0	0	0	0	0	0	0	0	80	80	0	0	0	0	80	0	0
		2021 新築系混合廃棄物	40									40	40	0	0	0	0	5	0	0
		石綿含有産業廃棄物	0									0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2440 石綿含有がれき類	0									0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	440	0	0	0	0	0	0	0	0	440	440	0	0	0	0	180	0	0

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。
 (注2)上記の産業廃棄物の種類以外の排出実績があった場合は、必要に応じ、直接追加入力するとともに、第2面も追加してください。